

「もったいない！」SDGsで子育てを応援！

募集 公立保育園でのお弁当等販売事業者

フードロス(食材廃棄)対策として、また、子育てと仕事の両立で多忙な家庭の子育て支援策として、賞味期限の近いお弁当やパン、規格外の野菜や果物などを夕方の公立保育園敷地内で割引販売する事業者を募集します。

次のすべてを満たす事業者
・市内に店舗や事業所、営業所などが存在する
・管轄保健所の許可を受けた、または届出をした食品取扱事業者である

・移動販売や出張販売等に必要な許可を管轄保健所から受けている
・事業者自ら運搬・販売ができる
・通常の販売価格よりも割引して販売できる

場 第1保育園、第3保育園
問 子育て支援課保育・幼稚園係
☎042-497-2086
※申込み方法など詳しくは上記までお問い合わせください。



詳しくはこちら

水道サポーター交流会

清瀬梅園給水所で応急給水体験

今年完成した清瀬梅園給水所で、断水時の給水と、松山地域市民センターまで給水袋による水の運搬を体験します。

災害で断水したときには「災害時給水ステーション」で水をお配りします。給水方法や水の重さを知ることができるよい機会です！

また、東京都水道局の震災対策と、市における震災時の取り組みも紹介します。その後、説明を聞いて感じたことや意見を参加者同士で話し合う時間を設けます。参加特典として背負える給水袋やマイボトルなどをプレゼント！ぜひご参加ください。

市内に在住・在勤・在学の18

歳以上の方。定員20人程度(応募者多数の場合は抽選) 10月13日(木)午後2時～4時30分 集合＝清瀬梅園給水所、解散＝松山地域市民センター 9月25日までに東京都水道局ホームページの申込みフォーム(右記QRコード参照)から申込み

問 東京都水道局サービス推進課 ☎03-5320-6346
※当日はマスクを着用し、歩きやすい服装と靴でお越しください。



申込みフォーム



背負える給水袋

令和4年 清瀬市議会 第3回定例会開会

令和4年清瀬市議会第3回定例会は、9月1日(木)から下表のとおり開会中です。 問 議会事務局議事係 ☎042-497-2567

月	日	時間	内容
9	1(木)	午前10時～	本会議(初日) 決算特別委員会
	5(月)		本会議(一般質問)
	6(火)		
	7(水)	本会議終了後 決算特別委員会 (決算概要説明)	
	9(金)	午前10時～	総務文教常任委員会
	12(月)		福祉保健常任委員会
	13(火)		建設環境常任委員会
	13(火)		午後2時～ 議会運営委員会
	15(木)	午前10時～	決算特別委員会
	16(金)		
20(火)			
28(水)	本会議(最終日)		

新型コロナウイルス感染症対策事業

よろず相談会

市は、清瀬商工会と連携し、コロナ禍の影響を受けている市内の中小・小規模事業者を支援するために、専門家による経営・創業などの「よろず相談会」を開催しています。

年末年始、祝日を除く毎週火曜日午前9時～正午
場 清瀬商工会館 費 無料

【相談に対応する専門家】中小企業診断士、社会保険労務士
【相談内容】雇用調整助成金、事

業再構築補助金などの新型コロナウイルス感染症に関連する各種制度の申請や、新しい生活様式に対応した新たな事業計画の策定、経営相談や創業相談など 問 相談日前日の正午までに電話で清瀬商工会 ☎042-491-6648へ



悩み 疑問 相談ごと
お気軽にお問い合わせください

公共施設における障害者割引の手続き方法拡大

これまでは、個人利用の方が障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免(障害者割引)を受けるためには、対象施設に障害者手帳の原本を提示する必要がありました。

9月1日より、上記に加えて、アプリ等(ミライIDなど)に登

録した障害者手帳の情報を提示する場合にも、減免が受けられるように手続き方法を拡大しました。

問 障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

※減免内容及び施設の利用に関することは各施設にお問い合わせください。

個人利用の方が減免を受けられる公共施設等一覧

施設名	備考	施設名	備考
コミュニティプラザひまわり(テニスコート、駐車場)	駐車場は市長が特別に指定する行事等の開催時のみ開放	下宿運動公園広場(テニスコート、プール)	
立科山荘(宿泊料[食事は除く]、集会場)	他の助成制度との併用不可	クリア市営駐車場	
郷土博物館	特別展示で観覧料を徴収する場合のみ適用	清瀬駅北口地下駐輪場	
健康センター(健康増進室)	改修工事のため令和5年5月上旬まで休室中	清瀬駅北口第2駐輪場	
		秋津駅北口駐輪場	
		秋津駅南口駐輪場	

令和4年度

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

申請期限が近づいています！
9月30日(金)まで(必着)

◆住民税非課税世帯

市は、上記給付金(1世帯10万円)の給付の対象となる方に6月中旬から通知(確認書)を発送しています。提出がお済みでない方は確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)で返送してください。

期限内に申請がない場合は、給付金を受け取ることができませんのでご注意ください。

◆家計急変世帯

令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で世帯全員の年間の総所得が非課税世帯と同等にあると認められる世帯を支

援する給付金です(1世帯10万円)。受給には収入について申告をする必要があるため、該当すると思われる方は下記までお問い合わせください。

問 清瀬市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0120-910-487(平日午前8時30分～午後5時)

※いずれも令和3年度分で受給した世帯は対象となりません。

【詐欺に注意！】国や市の職員が現金自動受払機(ATM)の操作をお願いしたり、受給にあたり手数料の振込みを求めることは絶対にありません！

清瀬市経済変動対策支援事業

市と清瀬商工会が連携し、コロナ禍における原油価格・物価高騰などの経済環境の影響を受けた市内の中小企業者・農業者などを応援するため、水道光熱費、燃料費、肥料費等に要した経費の一部に対して、給付金を支給します。

◆中小企業者等への支援

次の2つを満たす方。①市内に主たる事業所がある中小企業者及びフリーランスを含む個人事業者 ②今後も事業を継続する意思を有している

※その他にも個別条件があります。【給付金額】水道光熱費・燃料費の合計に対する20%分の金額。上限20万円(下限1万円)



詳しくはこちら(市ホームページ)

◆農業者への支援

次の2つを満たす方。①市内在住で、令和3年分の農業所得の申告を行っている ②今後も農業に従

事する意思を有している

※その他にも個別条件があります。【給付金額】令和3年分の①動力光熱費に対する20%分 ②肥料費、飼料費、諸材料費の合計額に対する20%分の金額。①②それぞれ上限20万円(下限1万円)



詳しくはこちら(市ホームページ)

10月31日(消印有効)までに必要書類を清瀬商工会(〒204-0022 松山2-6-23)へ簡易書留など配達記録が残る方法で郵送

問 清瀬商工会 ☎042-491-6648、産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

※必要書類は清瀬商工会および市ホームページからダウンロードできます。

※個別条件など詳しくは、清瀬商工会及び市ホームページをご覧ください。